

宮崎県新型コロナウイルス感染症高齢者施設等往診対応医療機関支援事業費補助金
交付に係る事務取扱要領

令和4年6月28日
福祉保健部感染症対策課

(趣旨)

第1条 この要領は、宮崎県新型コロナウイルス感染症高齢者施設等往診対応医療機関支援事業費補助金交付要綱（令和4年6月28日福祉保健部感染症対策課通知。以下「交付要綱」という。）に定める宮崎県新型コロナウイルス感染症高齢者施設等往診対応医療機関支援事業費補助金の交付に係る事務取扱に関しては、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）及び交付要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(事業実施期間等)

第2条 要綱第1条の補助金の交付の対象となる事業の実施期間は次の表のとおりとし、交付申請の期限は各事業実施期間の末日から30日を経過した日までとする。ただし、県が補助を受けようとする者に対して、別に交付申請の期限を指定した場合は、この限りではない。

事業実施期間
令和4年4月1日から同年9月30日まで
令和4年10月1日から令和5年3月31日まで

附 則

この要領は、令和4年6月28日から施行する。